

令和4年度「くらしの総合相談所」開設日

| 日にち | 会 場 | 相談内容 | 法律相談 |
|--------|---------------|----------------|------|
| 4月14日 | 東区コミュニティセンター | 人権・行政・一般・福祉 | × |
| 5月12日 | 安芸太田町地域支援センター | 人権・行政・一般・教育・福祉 | × |
| 6月 9日 | 川・森・文化・交流センター | 人権・行政・一般・教育・福祉 | ○ |
| 7月14日 | 筒賀福祉センター | 人権・行政・一般・教育・福祉 | ○ |
| 8月 4日 | 上殿コミュニティセンター | 人権・行政・一般・福祉 | ○ |
| 9月 8日 | 修道せせらぎセンター | 人権・行政・一般・福祉 | × |
| 10月13日 | 東区コミュニティセンター | 人権・行政・一般・福祉 | × |
| 11月10日 | 安芸太田町地域支援センター | 人権・行政・一般・福祉 | ○ |
| 12月 8日 | 川・森・文化・交流センター | 人権・行政・一般・福祉 | × |
| 1月12日 | 筒賀福祉センター | 人権・行政・一般・福祉 | × |
| 2月 9日 | 上殿コミュニティセンター | 人権・行政・一般・福祉 | × |
| 3月 9日 | 修道せせらぎ文化センター | 人権・行政・一般・福祉 | ○ |

- ・毎月第2木曜日／10：00～12：00 ※8月は第1木曜日となります。
- ・相談時間は30分です。
- ・感染症対策（マスク着用・手指消毒・検温）にご協力ください。
- ・体調不良時の来場はご遠慮ください。
- ・大雨警報など悪天候時または感染症の状況などで中止する場合がありますので、ご了承ください。
- ・午後からの相談を希望される方は予めご連絡ください。
- ・法律相談は予約制です。相談を希望される方はご連絡ください。

【連絡先】

安芸太田町社会福祉協議会

電 話：0826-32-2226

受付時間：平日9時～17時